

ひじまち^き^ら^りK I R A R I プレミアム商品券事業 取扱事業者（特定事業者）募集要項

1. 目的

物価高騰の影響をうけ低迷する個人消費を迅速に回復させ、事業者の支援及び地域経済の活性化を目的に、当該商品券を販売する。

2. 商品券の概要

(1) 名称「第6弾 ひじまちK I R A R I プレミアム商品券」

(2) 商品券の利用期間

令和8年3月23日（月）～令和8年6月30日（火）

(3) 販売価格 10,000円（プレミアム率30%）

【券種】一冊26枚綴り

① 全店舗共通券（500円券16枚）

② K I R A R I 券（500円券10枚）

※ K I R A R I 券は、総合スーパーマーケット、専門量販店（ドラッグストア等）を除く事業者。ただしフランチャイズ経営者は含む。

3. 取扱事業者募集期間

令和7年12月26日（金）～令和8年1月16日（金）

4. 取扱事業者の資格

町内で営業している事業者。なお本社が町外であっても、町内に営業所を有する場合には対象とする。

※ただし特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する事業者は対象外。

5. 取扱事業者の登録

登録について、WEB申込み又はひじまちK I R A R I プレミアム商品券事務局（日出町商工会内）への提出とする。提出は持参のみとし、郵送やFAX、E-mailでの提出は不可とする。

6. 取扱事業者の責務

取扱事業者は、次に掲げる事項を厳守すること。

(1) 他店での使用済み商品券は受け取りを拒否すること。

(2) 偽造等の不正利用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに申し出ること。

(3) 商品券の交換、譲渡、売買を禁止する。

(4) 取扱事業者自らが購入した商品券を使用済み処理したうえ換金利益を得ようとする行為。

(5) 購入後の商品の返品は不可。

(6) 現金との引換及び釣銭の支払は行わない。

7. 販売できない商品

(1) 不動産及び金融商品

(2) たばこ

※ 加熱式タバコ（アイコス、プルーム・テック、グローなど）用のタバコ葉も含む。

（本体や電子タバコは販売可）

(3) 有価証券その他換金性の高い物

※ 切手、収入印紙、証紙、プリペイドカードなども含む。

(4) 性風俗関連特殊営業において提供されるサービス

(5) 国税、地方税、使用料等の公租公課

※ 国民年金保険料、国民健康保険税なども含む。

8. 取扱事業者の周知

取扱事業者は、利用者に広く周知を図るため、のぼり旗の設置及び取扱店ステッカーを店頭に掲示しなければならない。

9. 遵守事項

(1) 自己又は自己の役員等は、次のいずれにも該当しないこと。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③ 暴力団員が役員となっている事業者

④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

⑥ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

⑦ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(2) 前項の①から⑧までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと。

※ 町では、日出町暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請人等に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

【特定事業者登録届・問合せ先】

登録届に必要な事項をご記入のうえ、ひじまちKIRARIプレミアム商品券事務局まで申請してください。（WEB申込み又は事務局へ持参のみ対応）

《ひじまちKIRARIプレミアム商品券事務局》

住所 日出町 2612 番地 2(日出町商工会内)

TEL 0977-72-2276 (専用ダイヤル)

※ 登録届は日出町もしくは日出町商工会ホームページからダウンロードできます。